

産業廃棄物収集運搬業者の皆様へ

千葉県における条例に基づく産業廃棄物収集運搬車両の標章（ステッカー）交付制度の改正（案）についてのお知らせ

1 千葉県では、県独自の産業廃棄物収集運搬車両の標章（ステッカー）交付制度の廃止を予定しています。

産業廃棄物の不法投棄の防止等を目的として、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（以下「条例」という。）」により、産業廃棄物収集運搬業者の運搬車両への標章（ステッカー）の貼付を義務付けていますが、不適正処理の状況の変化や不審車両等に対する監視体制の整備が進んだことなどを踏まえ、条例を改正して標章交付制度の廃止を予定しています。

※ 現在、条例の改正案を平成29年2月定例県議会に提案しています。改正案のとおり可決された場合の取扱いになりますので御留意ください。

2 改正条例の施行予定日について

公布の日から施行する予定です。

公布は、議会での可決後、県報への掲載により行います。（3月上旬頃）

施行の際は、県庁ホームページでも案内予定ですので御確認ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tekiseika/index.html>

3 改正条例の施行まで標章交付申請の手続きが必要です。

改正後の条例が施行されるまでの間は、従前どおり標章の貼付義務があるため、標章交付申請書を提出する必要がありますので御留意ください。

なお、標章作成には一定の時間を要するため、場合により、標章交付申請書の写しの交付をもって、標章の交付と見なすことがありますので御了解ください。

新規・更新許可申請の場合

○ 改正条例の施行までは従前の取扱いのとおり、許可証交付時に、標章交付申請書の提出が必要となります。

なお、更新前の許可の有効年月日が、施行日以降の場合は、標章交付申請書の提出は不要となります。

変更届出の場合（車両の変更・増車）

○ 改正条例の施行前に変更届出をされる場合（郵送での届出の場合は当課への到達日）は、標章交付申請書の提出が必要となります。

4 廃棄物処理法施行令に基づく「表示」は引き続き必要です。

条例の改正後においても、政令に基づく産業廃棄物収集運搬車両への許可番号等の表示については、引き続き義務が課せられています。

産業廃棄物を収集運搬する際には、当該運搬車両の両側面に必要項目を表示する必要があります。

産業廃棄物処理業者の場合

- 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 業者名
- 許可番号（下6けた以上）



5 車両への書面の備え付け（携帯）について

産業廃棄物の運搬車には、政令に基づき、収集運搬業者の場合は、マニフェスト及び収集運搬業許可証の写しを常時携帯する必要があります。

※ このお知らせの内容は、平成29年2月現在のものです。

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課 収集運搬担当

TEL 043-223-2654